R8.10

リフト付福祉タクシー利用のご案内

車いす等に乗りながら乗降できるリフト付福祉タクシーを、普通タクシーの料金で利用できます。

１．対象者

次のどちらにも該当する方

①江東区内にお住まいの 65 歳以上

②車いすを使用している方、または寝たきりの状態にある方。

２．利用登録

上記対象者でリフト付福祉タクシーの利用を希望する方は、あらかじめ区に登録をしてください。

登録の申請は介護保険課在宅支援係（区役所３階４番）、または長寿サポートセンターでできます。

３．利用予約

利用を希望する方は、区に登録後、タクシー会社に電話をして利用予約を取ってください。予約は利用日の１か月前からできます。

※ドライバーの状況や送迎場所によっては、配車の希望にそえない場合もございます。

４．予約受付　午前８時より午後６時まで

５．運行時間　午前８時より午後８時まで　※実際に配車・送迎が可能な時間とは異なります。
予約時にご確認ください。

６．利用料金

料金は、**普通車タクシーの料金**で利用できます。実際に乗車した距離の料金です。

障害者のための福祉タクシー券が利用できます。（迎車料金はかかりません）

７．予約取消

利用を中止した場合は速やかに取消をしてください。（利用したい方が予約できず困っています。）

江東区役所福祉部介護保険課在宅支援係

☎３６４７－４３１９（直通）